別添４

委　託　契　約　書（案）

１　委託業務の名称　佐賀県ＧＩＧＡスクール運営支援センター業務委託

２　委託業務の内容　別添仕様書及び提案書に定めるとおり

３　契約期間　　契約締結の日から令和１２年３月３１日まで

４　履行期間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

５　契約金額　　金　　円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　金　　円）

契約金額内訳（税込）	月額単価	年度別支払金額
令和９年度	金　　円	金　　円
令和 10 年度	金　　円	金　　円
令和 11 年度	金　　円	金　　円

上記業務委託について、委託者　佐賀県（以下「甲」という。）と、受託者○○（以下「乙」という。）との間において、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第１条　頭書の委託業務の内容は、別添仕様書（仕様書において指定する書面を含む。以下「仕様書等」という。）に定める要件及び条件に従うほか、本契約書に定めるところによる。

２　仕様書等に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

（契約保証金）

【契約保証金が必要な場合】

第２条　乙は、この契約の締結と同時に契約保証金○○○円を納付しなければならない。

２　前項の契約保証金には利息をつけない。

３　甲は、乙が契約を履行したときに第１項に定める契約保証金を還付するものとする。

【契約保証金免除の場合（規則第１１５条第３項第１号又は同項第４号に該当）】

第２条　本契約の契約保証金は佐賀県財務規則第１１５条第３項第○号の規定により免除する。

（乙の履行義務等）

第３条　乙は、仕様書等及び本契約書に基づき、自己の責任において、頭書の契約金額をもって、委託業務を完了しなければならない。
２　委託業務の完了までに生じる必要な費用及び労力についての損失は、すべて乙の負担とし、完了前に履行不能となった場合には、乙は当該不能となった部分に相当する委託料の請求をすることはできない。ただし、当該履行不能が甲の責に帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

（再委託等の禁止）
第４条　乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。
２　前項ただし書きにより、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、乙は、当該委託に係る業務遂行能力を持ち、第１５条第１項第４号に規定する契約解除要件に該当しない者を責任を持って選定することとし、委託先及び委託の範囲について事前に書面により甲に協議しなければならない。
３　乙は、前項による協議を行う場合、再委託予定者から甲が定める様式により、暴力団等と関係がない旨の誓約書を提出させ、添付しなければならない。
４　乙は、再委託先に本契約書に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件とし、その旨を乙及び当該委託を受けた者の連名により明記した書面を第２項の協議に係る書面に添付するものとする。
５　乙から委託を受けた者は、さらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（業務計画書の作成及び提出）
第５条　乙は、本契約締結後、仕様書等に定める環境構築の作業計画書及び業務実施計画書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
２　前項の規定により計画書の提出があったときは、甲は、当該計画書の内容が仕様書等及び本契約書の定めるところに合致するときに限り、これを承認するものとする。
３　前２項の規定は、計画書の内容を変更する場合に準用する。

（委託業務内容の報告、調査等）
第６条　乙は、仕様書等に定めるところにより、委託業務の実施状況を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
２　甲は、必要があるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は資料等により報告を求めることができる。
３　乙は、前項の規定による求めがあったときは、調査に協力し、または速やかに報告しなければならない。

（仕様書等不適合の場合の修補）

第７条　甲は、委託業務が仕様書等に適合しないことが判明したときは、乙に対して第１１条第２項に定める検査合格の日から、１年間についてその不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項の場合においては、そのために契約金額を増額し、又は履行期限を延長することはできない。

（業務内容の変更等）

第８条　甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は履行期限を変更することができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

２　前項における変更が、甲の責に帰する場合において、乙が著しい損害を受けたときは、乙は甲に対し損害賠償を請求することができる。ただし、賠償請求できる損害額は、当該変更又は一時中止による直接損害に限られ、得べかりし利益、間接損害、弁護士費用等は含まれないものとする。

（管理義務）

第９条　乙は、委託業務の履行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）　については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

（履行遅滞の場合における遅延損害金）

第１０条　甲は、乙の責に帰する理由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、契約金額に対し、年３．０パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延損害金として徴収する。

（検査及び成果物の引渡し）

第１１条　乙は、仕様書等、本契約書及び計画書に定めるところにより、業務が完了したときは、遅滞なく委託業務完了届に必要な成果物を添えて業務履行の確認を甲に求めなければならない。

２　甲は、前項の規定による確認を求められたときは、１０日以内に確認のための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

３　前項の検査の結果、成果物の修補を要する場合は、乙は速やかに所定の修補を行い、再検査を受けなければならない。

（契約金額の支払い）

第１２条　甲は、契約金額を履行期間の各年度に１２ヶ月で除した額を１ヶ月の

支払額とし、月単位で乙に支払うものとする。(端数については各年度最初の月の請求額に合算する。)

２　乙は、第６条第１項の確認を受けた後、前項の委託料の支払請求書を甲に対して提出することができる。

３　甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その翌日から起算して３０日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

(権利の帰属)

第１３条　仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は、甲の所有とする。

２　本件成果物の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに定めるすべての権利を含む。）は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

３　甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権について、乙はいかなる権利も主張できない。

４　委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前から保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

５　本件成果物及び前項の資料等に、乙が従前から保有する知的財産権(著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は本件成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

６　乙は、本条の規定に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

７　本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(権利義務の譲渡の禁止)

第１４条　乙は、甲の書面による承諾なくして、本契約及び本契約に関連して生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

(甲の契約解除権)

第１５条　甲は乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

（１）乙の責に帰する理由により、履行期限内に業務の完了の見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）第４条の規定に違反したとき。

（３）乙又はその使用人が検査又は監督に際し、職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

（４）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（５）前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認めるとき。

（乙の契約解除権）

第１６条　乙は、甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

（違約金）

第１７条　甲は、乙が第１５条の各号の一に該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の１００分の１０に相当する額の違約金を徴収する。

２　前項の場合において、甲は、乙から納付された契約保証金又は契約保証金に代わるものとして提供された担保をもって違約金に充当することができる。

３　第１項及び第２項の規定による違約金の徴収は、甲及び乙の損害賠償の請求を妨げない。

※契約保証金免除の場合

第１７条　甲は、乙が第１５条の各号の一に該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の１００分の１０に相当する額の違約金を徴収する。

２　前項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期間内に支払わなかったときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年３．０パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

３　第１項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

（指揮命令等）

第１８条　乙は、乙の職員に対する業務の遂行、労働時間、企業秩序の維持・確

保等に関する指示等の管理を自ら行い、業務の処理について使用者としての労働関係法規上のすべての責任を負うものとする。

（作業場所等）

第１９条　乙は、委託業務を県が指定した場所又は受託者の申請により県が認めた場所で遂行するものとする。

２　前項に定める作業場所に関し甲及び乙は必要に応じ貸借契約を締結するものとする。

３　乙は、委託業務を実施するに先立ち、甲に責任者の氏名等、甲の指定する事項及び作業者の名簿を提出するものとする。

（身分証明書の携行）

第２０条　委託業務に従事する者は、甲の管理する庁舎及び施設に立ち入る場合には必ず乙の発行する身分証明書を携行しなければならない。

（情報提供等）

第２１条　甲は、乙が本契約履行のために必要な県の情報及び資料の提供に協力する。

２　乙は、前項の規定により提供された情報等を委託業務の目的以外に使用してはならない。また、甲が提供した資料は善良な管理のもとに保管し、契約終了までに甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾又は指示があったものについてはこの限りではない。

（機密保持）

第２２条　乙及び乙の使用人は、委託業務の実施に関して知り得た情報を機密情報として扱うものとし、他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏洩してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号の情報を機密情報として扱わない。

（１）第三者から入手した情報で守秘義務を負うことなく正当に入手した情報及び開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報

（２）甲又は第三者から開示された情報によらずして、独自に開発した情報

（３）公知のもの、又は甲若しくは第三者から得た後、自己の責によらないで公知となった情報

３　乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

４　乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記２「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

５　甲は、乙又は乙の使用人が第１項の規定に違反した場合は、乙より契約金額の１００分の１０に相当する違約金を徴収する。
６　乙は、前項の場合において、甲に違約金を超える金額の損害がある場合は、当該金額から違約金を控除した額を甲に賠償しなければならない。
７　乙又は乙の使用人が第１項の規定に違反したことにより、第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が第５項の規定により違約金を徴収することを妨げない。
８　本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

（契約終了時の業務の引継、移行支援等）
第２３条　本契約の全部若しくは一部を解除し、又は契約期間が終了した場合には、乙は当該業務を甲が継続して遂行できるよう必要な措置を講じ、又は他者に移行する作業を支援しなければならない。
２　データの移行、消去など、前項の必要な措置又は支援の具体的な内容については、仕様書等によるものとし、仕様書等に定めのないものについては甲乙協議のうえ定める。

（損害賠償）
第２４条　乙は、第１３条第６項及び第２２条第７項に定めるほか、その責に帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
２　乙は、前項、第１３条第６項及び第２２条第７項の規定による賠償金の請求を受けた場合において、甲の定める期限までに支払わないときは、期限の翌日から賠償金支払日までの日数に応じて、賠償金に年３．０パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

（準拠法及び管轄裁判所）
第２５条　本契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

（契約外の事項）
第２６条　本契約書に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本契約を証するため、本書２通を作成し、当該者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　佐賀県佐賀市城内一丁目１番５９号
佐賀県教育委員会事務局
教育ＤＸ推進グループ
推進監

乙